○国家公安委員会告示第五号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和四年一月二十一日　国家公安委員会委員長　二之湯　智

1　名称　アル・ハラマイン・イスラム財団（AL-HARAMAIN ISLAMIC FOUNDATION）

名簿に記載された年月日　2002年３月13日（2003年12月26日、2008年９月16日、2011年６月16日、2018年５月９日及び2019年12月６日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＥ－21

2　名称　アル・ハラマイン・イスラム財団（ソマリア）（AL-HARAMAIN ISLAMIC FOUNDATION（SOMALIA））

名簿に記載された年月日　2002年３月13日（2011年12月13日、2015年６月15日及び2019年５月１日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＥ－22

3　名称　アル・ハラマイン財団－インドネシア（AL-HARAMAIN FOUNDATION（INDONESIA））

名簿に記載された年月日　2004年１月26日（2012年３月21日及び2019年５月１日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＥ－35